

令和5年度
税制改正
対応版

Q&A

消費税

インボイス制度

開始に向けて
準備すべきことは？



はじめに

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が開始されます。

インボイス制度開始後、「適格請求書発行事業者」はさまざまな義務が課せられ、開始前の準備においても、事業者にとって多岐にわたる検討課題があります。

多くの事業者に影響があるため、円滑な制度移行や事業者の負担軽減を図る目的で、令和5年度税制改正においても、新たな経過措置が講じられるなど制度が見直されています。

本冊子は、課題を整理し、解決に向けた打ち手を考えて準備していただくため、「インボイス制度」について令和5年度税制改正に対応した最新の制度概要、開始前の準備事項、開始後の留意点等を記述しています。皆さまの実務対応の一助になれば幸いです。

インボイス？



目次

I

適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

Q 1：適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要	1
Q 2：インボイス制度の経営面への影響	3
Q 3：経理業務への影響	4

II

インボイス制度開始前に確認・検討しておくこと

Q 4：適格請求書発行事業者の登録申請のしかた	6
Q 5：免税事業者の場合	9
Q 6：インボイスに記載すべき事項と注意点	12
Q 7：適格請求書発行事業者になるための準備	14
Q 8：仕入税額控除を受ける際の注意点	15
コラム）システムを変えるならインボイス対応のものを選ぼう	17

III

その他の注意点等

Q 9：納付税額の計算方法と特例	18
Q10：適格簡易請求書（簡易インボイス）・請求書発行免除とは	19
Q11：簡易課税を選択している場合	21
コラム）将来はデジタルインボイスを中心とした会計・支払データ連携が標準に!?	23

I

適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要

Q

1

日本にもインボイス制度が導入されるそうですが、どのような制度ですか？

A

1

インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは、複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。現行の区分記載請求書等保存方式に代わり、令和5年10月1日から開始され、開始後は、売手・買手双方に新たな義務が課されます。

1 インボイス制度とは

インボイス制度とは、複数税率に対応したものとして令和5年10月1日から開始される仕入税額控除の方式です。

インボイス制度の開始後は、売手側は、買手である取引相手から求められたときは、「適格請求書(以下、インボイス)」を交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要もあります。

買手側は、原則としてインボイスまたは「適格簡易請求書(以下、簡易インボイス)」の保存が仕入税額控除の要件とされ、免税事業者等(適格請求書発行事業者以外の者)から仕入れた場合は仕入税額控除ができなくなります。

〈仕入税額控除〉

事業者が納付する消費税額は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて(「仕入税額控除」といいます)計算します。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額}^* - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}^*$$

(売上税額) (仕入税額)

※消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

↓
仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月30日 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月1日～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(インボイス)等の保存

ココが
変わります。



(出典:「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁(令和4年7月)、一部改変)

2 インボイスとは

インボイスとは「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、請求書、納品書、領収書、レシート等、書類の名称は問わず、一定の事項が記載された書類をいいます。

3 事業者登録の申請が必要（詳細はQ4参照）

インボイスを発行するためには、「**適格請求書発行事業者**」となる必要があります。「適格請求書発行事業者」となるには、事前に登録申請を行う必要があり、この登録申請の受付は令和3年10月1日から開始されています。

免税事業者は適格請求書発行事業者になることができないため、消費税の課税事業者を選択した上で登録申請を行わなければいけません（登録における経過措置あり）。

〈現行制度（区分記載請求書等保存方式）とインボイス制度の概要〉

	項目	現行制度 (区分記載請求書等保存方式)	インボイス制度
請求書等の発行（売手側）	請求書等の記載事項	①請求書作成者の名前 ②取引年月日 ③取引の内容 ④取引金額 ⑤相手方の名前 ⑥軽減税率適用の対象品目である旨 ⑦税率ごとの取引金額	左段①～⑦に加えて ⑧登録番号 ⑨適用税率 ⑩税率ごとに区分した消費税額等
	請求書等の発行義務	なし	あり
	請求書等の写しの保存義務	なし	あり
	免税事業者の発行	可	不可
	虚偽の交付への罰則	なし	あり
買手側	仕入税額控除の要件	区分記載請求書の保存	インボイスの保存
	3万円未満の仕入れ	保存義務なし	保存義務あり (※例外はP.20参照)
	免税事業者からの仕入れ	仕入税額控除可	仕入税額控除不可 (経過措置あり)
その他	納付税額の計算	割戻し計算 積上げ計算（経過措置）	①積上げ計算 ②割戻し計算 (詳細はQ9参照)

インボイス制度の経営面への影響

Q 2 インボイス制度の導入により、経営にはどのような影響が出るのでしょうか？

A 2 適格請求書発行事業者に登録していない事業者からの仕入れは仕入税額控除ができなくなるため、取引の見直しなどが行われる可能性があります。免税事業者は適格請求書発行事業者に登録できないため、課税事業者を選択するかどうかの検討が必要です（詳細はQ5参照）。

1 課税事業者（本則課税、簡易課税）の場合

（1）売手側への影響

既に課税事業者であっても、インボイスを発行するためには「適格請求書発行事業者」に登録する必要があります。登録を行わなければ、インボイスを発行することができず、自社から商品やサービスを購入する事業者が仕入税額控除を受けられないこととなり、取引に影響を及ぼす可能性があります。

また、適格請求書発行事業者の登録をしないとしても、これまで通り消費税の申告・納税を行う必要があります。

（2）買手（仕入れ）側への影響

インボイス制度開始後は、適格請求書発行事業者からの仕入れでないと仕入税額控除ができなくなります。つまり、適格請求書発行事業者でない取引先（免税事業者や、課税事業者であっても登録をしていない取引先）からの仕入れを続けると、自社が負担する消費税額が増えることになります。

特に小規模な事業者からの仕入れや外注に関して、取引先に適格請求書発行事業者登録の意向や登録状況を確認する必要がある出てくるでしょう。

2 免税事業者の場合（詳細はQ5参照）

免税事業者とは①基準期間（前々事業年度）の課税売上高1,000万円以下、または、②設立後2年以内（資本金1,000万円以上など一定の場合を除く）の事業者で、消費税を納税する必要がない事業者のことです。

これまでは買手（仕入れ）側は、免税事業者からの仕入れであっても仕入税額控除を受けることができました。しかし、インボイス制度開始後は、免税事業者からの仕入れでは仕入税額控除を受けられない※ため、免税事業者からの仕入れを控える動き等が起こる可能性があります。免税事業者のままでは適格請求書発行事業者に登録できないため、課税事業者を選択した上で登録申請を行うかどうか、検討が必要です。

※令和11年9月30日までは、免税事業者からの仕入税額相当額の一部を仕入税額控除できる経過措置があります。

経理業務への影響

Q 3 インボイス制度の導入によって、経理業務にはどのような影響があるのでしょうか？ また注意点はありますか？

A 3 インボイス（適格請求書）に記載する項目が増えるため、請求書のフォーマット変更やシステムの設定変更が必要です。仕入れを会計ソフトに入力する際にもインボイスを確認し、免税事業者からの仕入れで仕入税額控除を受けないように注意しましょう。

1 請求書等の様式の変更（詳細はQ6参照）

現行の区分記載請求書の記載事項に加え、登録番号や税率ごとの消費税額等を記載しなければならないことから、インボイスとなる請求書・領収書等のフォーマットを変更する必要があります。

2 仕入れに関する注意点

（1）会計ソフトへの入力

会計ソフトへの仕入れ入力の際、「10%」「軽減税率8%」の税率別の入力のほか、「適格請求書発行事業者でない事業者からの仕入れ」を分けて入力する必要があります。

（2）インボイスがない場合

インボイスがなく帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められるケースは限定されており（P.20参照）、それ以外のケースでは、仕入税額控除を受けるためにインボイスを受け取る必要があります。

なお、現行制度では自動販売機利用、回収されてしまう入場券等、請求しても請求書の交付が受けられなかった場合などは3万円以上の場合も帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められていましたが、令和5年10月1日以降はこの取り扱いは廃止となります（P.20参照）。

（3）インボイスの内容に誤りがある場合

現行の区分記載請求書等保存方式では、「軽減税率対象品目である旨」や「税率区分ごとの合計額」の記載漏れがある場合、仕入れ側がその事実に基づき追記を行うことができました。しかし、インボイス制度においてはそのような追記が認められていません。インボイスの内容が間違っている場合は、取引先に修正したインボイスの交付を求める必要があります。

（4）取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認

適格請求書発行事業者の名称および登録番号等は、国税庁のウェブサイトにて公表されます。法人番号のように、誰でも閲覧することができますので、取引先が適格請求書発行事業者かどうか確認しましょう。

なお、TKCのFXシリーズでは、取引先マスターに登録番号を自動的にセットし、取引先が適格請求書発行事業者かどうかを検証できます。

（５）売上税額、仕入税額の計算方法（詳細はＱ９参照）

インボイス制度開始後も売上税額の計算は割戻し計算が原則となりますが、自社が交付したインボイスに記載された税額を積み上げて計算することも認められます。

仕入税額の計算は、受け取ったインボイスに記載された消費税額を積み上げて計算する「請求書等積上げ計算」が原則となります。ほかに帳簿積上げ計算、割戻し計算も採用できますが、一部併用できないケースがあるので注意が必要です。

3 顧客等への対応

インボイスの発行について、取引先から問い合わせを受けることが想定されますので、インボイス制度を理解し、問い合わせがあった際の対応方法を確認しておく必要があります。経理部門だけでなく営業担当・営業事務等にもインボイス制度を周知し、対応方法を共有しておきましょう。

4 経費精算での留意点

インボイス制度開始後は、免税事業者からの課税仕入れに関して留意したルール策定が必要となります。例えば、下記の点に注意が必要です。

- ・個人タクシーの利用
- ・個人商店からの仕入れ
- ・個人が営業する店舗での飲食
- ・店舗・駐車場の賃借
- ・フリーランスへの外注 など

下記のような場合、インボイスの発行についての確認をする必要があります。インボイスが発行されなければ仕入税額控除不可のため、インボイスが発行されるか確認するように従業員にも周知徹底しておきましょう。

【事例①】取引先に向かう途中、手土産を買う



【事例②】出張先でタクシーに乗る



【事例③】居酒屋で忘年会



II

インボイス制度開始前に確認・検討しておくこと

適格請求書発行事業者の登録申請のしかた

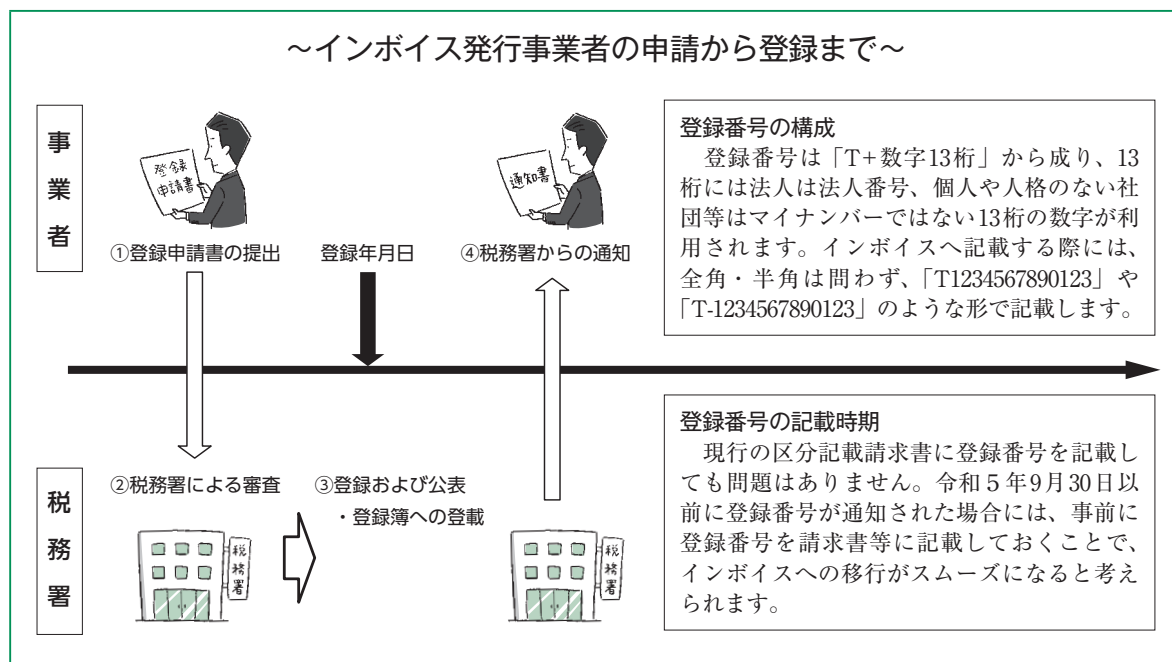
Q 4 インボイスを発行する適格請求書発行事業者になるためには、いつ、どのように登録申請をすればいいのでしょうか？

A 4 登録申請は令和3年10月1日から始まっています。令和5年10月1日のインボイス制度開始と同時にインボイスを発行するためには、令和5年9月30日までに申請しなければなりません。また、いくつかの特例もあるため注意が必要です。

1 適格請求書発行事業者の登録申請のしかた

(1) 登録申請方法の流れ

登録を受けようとする事業者は、登録申請書（「適格請求書発行事業者の登録申請書」）を納税地を所轄とする税務署長に対して提出します。その後、税務署による審査を経て、登録された場合は、適格請求書発行事業者登録簿に登載され、その旨の通知および公表が行われます。公表情報は、インターネットを通じていつでも確認ができます。



（出典：国税庁リーフレット（令和4年12月改訂）、一部改変）

(2) 登録の通知と効力

登録の通知は原則として書面で行われますが、登録申請書をe-Taxで提出した場合には通知をe-Taxで受け取ることもできます。

登録の効力は、通知の日にかかわらず、登録簿に登載された日（登録日）に発生します（事前申請の場合は令和5年10月1日）。

(3) 令和5年10月1日から登録を受ける場合の申請期限

令和5年10月1日のインボイス制度開始とあわせて登録を受けるための期限は、当初は原則として令和5年3月31日とされていましたが、4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに行われたものについては、インボイス制度が開始する令和5年10月1日に登録を受けることができます※。

なお、インボイス制度の対応への準備期間や登録通知が届くまで一定の期間を要することを考えると、登録を決めている方は早めに申請する方がよいでしょう。

※ 令和5年度税制改正により、申請書への「期限までの申請が困難な事情」の記載は不要とされます。

(4) 登録の変更、取り消し

① 変更

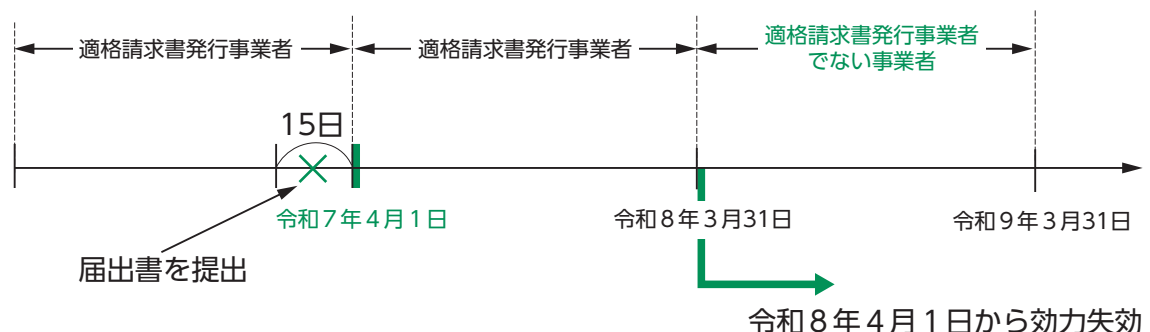
登録事項に変更があった場合には、速やかに「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」を提出することとされています。

② 取り消し

適格請求書発行事業者が登録を取り消したい場合には、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出することで登録が取り消されます。ただし、翌課税期間の初日から取り消したい場合には「翌課税期間の初日から起算して15日前の日まで」に提出する必要があるため注意が必要です。

○ 翌課税期間の初日から起算して15日前の日以後に届出書を提出した場合

(事業年度が4月1日から3月31日のとき)



(5) 新規設立法人の登録申請

課税事業者である新設法人の場合は、事業を開始した課税期間の末日までに、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を提出することで、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされます（新設法人等の登録時期の特例）。

免税事業者である新設法人の場合は、事業開始（設立）時から適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、設立後、その課税期間の末日までに、課税事業者選択届出書と登録申請書を併せて提出することが必要です。

(参考) 適格請求書発行事業者の登録申請書

第1～(1)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和 年 月 日

申請者

(フリガナ)
住所又は居所
(法人の場合は
本店又は主たる事務所の所在地)
(フリガナ)
納税地
(フリガナ)
氏名又は名称
(フリガナ)
(法人の場合)
代表者氏名
法人番号

この申請書に記載した次の事項(●印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。
1 申請者の氏名又は名称
2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地
なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。
事業者区分
☐ 課税事業者 ☐ 免税事業者
※ 次票「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合は、次票「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください)。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税理士署名
(電話番号)

※ 税務署処理欄

整理番号
入力処理
登録番号

部門番号
年 月 日
番号確認

申請年月日
年 月 日
身元確認
□ 済
□ 未済

通 信 日 付 回 線
年 月 日
確認
□ 済
□ 未済

法人番号
個人事業者
法人番号
個人事業者
法人番号
個人事業者

登録番号
年 月 日
身元確認
□ 済
□ 未済

注意
1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。
3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次票)」を併せて提出してください。

インボイス制度

1 枚目

・住所、納税地、氏名または名称
・法人の場合は、代表者氏名、法人番号などを記入
・事業者区分「課税事業者」「免税事業者」のいずれかにチェック

国内事業者用

発行事業者の登録申請書(次票)

【2/2】

氏名又は名称

□にレ印を付し記載してください。

令和5年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

明治 大正 昭和 平成 令和
年 月 日
事業年度
自 月 日
至 月 日
記帳
簿 本 金
円
登録希望日
令和 年 月 日
課税期間の初日
令和 年 月 日
※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日

課税事業者です。
※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。
(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えください。)

納税管理人を定める必要のない事業者です。
(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えください。)

納税管理人を定めなければならない場合(国税通則法第117条第1項)
【法人事業者】 国内に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合
【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合

納税管理人の届出をしています。
【はい】の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。
(提出日: 令和 年 月 日)

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。
(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えください。)

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。

はい □ いいえ
はい □ いいえ
はい □ いいえ
はい □ いいえ
はい □ いいえ

参考事項

2 枚目

「免税事業者の確認」「登録要件の確認」欄に必要な応じて記入・チェック

(出所: 国税庁ウェブサイト)

8

免税事業者の場合

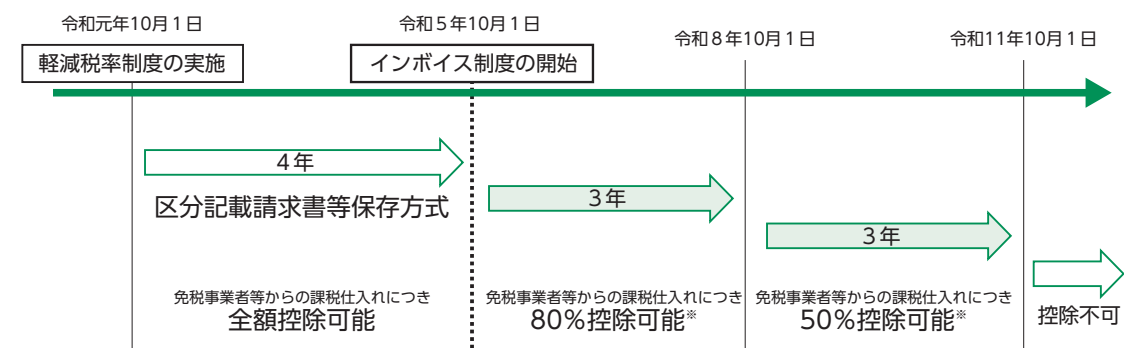
Q 5 免税事業者なのですが、適格請求書発行事業者に登録をしたほうがいいのでしょうか？

A 5 事業者向けに販売、サービス提供をしている場合、取引から除外されるケースも考えられますので、適格請求書発行事業者の登録を検討する必要があります。
 なお、簡易課税制度や経過措置があるので、それらを踏まえて検討するとよいでしょう。

1 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

一定期間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、一定の事項が記載された帳簿および請求書等または電磁的記録を保存していれば、部分的に仕入税額控除が可能です(下表参照)。しかし、一定期間経過後は仕入税額控除が一切できなくなります。

期間	控除対象額
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額相当額×80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当額×50%
令和11年10月1日～	仕入税額控除不可



※この経過措置による仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨(80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨)を記載した帳簿の保存が必要です。

(出典:「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁(令和4年7月)、一部改変)

2 適格請求書発行事業者の登録や簡易課税制度を検討

一定期間内であっても仕入税額控除が一部できなくなります。事業者向けに販売等を行っている場合は適格請求書発行事業者にならないと、消費税額分の値引きを要求される可能性や、取引から除外される可能性があるので注意が必要です。

そのため、課税売上高が1,000万円を超えない事業者であっても、適格請求書発行事業者に登録することを求められる可能性があります。その場合、**Q11**に記載の簡易課税制度が有利になるケースも多いと考えられるので、課税方式の有利不利の判定をすべきでしょう。

3 免税事業者の適格請求書発行事業者への登録手続（経過措置）

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者を選択する必要がありますが、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は不要[※]とされ、登録申請書を提出することで、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です。上記課税期間に登録希望日から登録を受けようとするときは、登録申請書に登録希望日（提出する日から15日以後の日）を記載します（令和5年4月1日施行）。

また、簡易課税制度の適用を受けたい場合には原則として、課税期間の末日（令和6年3月31日）までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すればよいこととされています。

※ 原則は、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります。

令和4年12月期		令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請書の提出期限 (令和5年9月30日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため、 消費税の申告が必要	
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	

（出典：「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁（令和4年7月）、一部改変）

4 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

令和5年度税制改正により、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間^{※1}において、以下の①②の対象者は、納税額をその課税期間における課税標準額に対する消費税額の2割とすることができるとされます。

- ①免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となる者
- ②免税事業者が課税事業者選択届出書を提出した上で登録を受けてインボイス発行事業者となる者^{※2}

2割特例の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けられます。

※1 個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

※2 課税事業者選択届出書を提出していることにより、インボイス制度の施行前から課税事業者となる令和5年10月1日の属する課税期間を含む申告については、2割特例の適用を受けることはできません

〈2割特例のイメージ〉

事例 サービス業：売上700万円（税額70万円）、経費150万円（税額15万円）

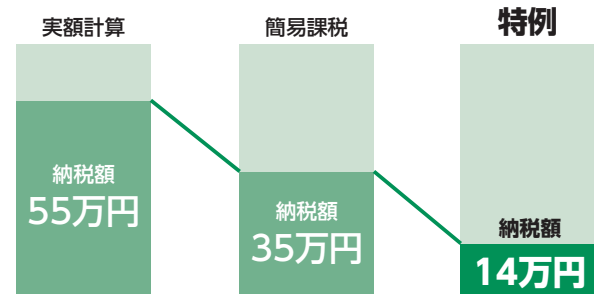
実額計算の場合▶

70万円－15万円＝55万円

簡易課税の場合▶

70万円－35万円※＝35万円

※70万円×50%（サービス業のみなし仕入率）



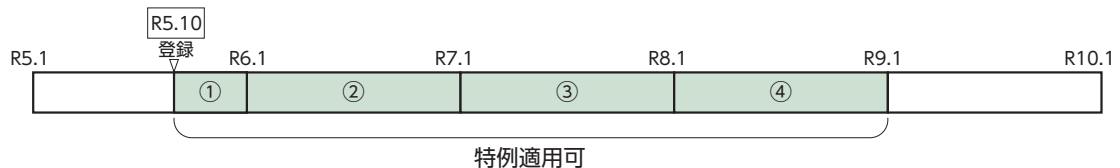
特例の場合▶ 70万円×2割＝14万円

（出所：財務省ウェブサイト）

〈2割特例の適用対象期間〉

①個人事業者

個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告までの4回分の申告において適用が可能。



②法人（3月決算の場合）

3月決算法人は、令和5年10～翌3月の申告から令和8年度の申告までの4回分の申告において適用が可能。



（出所：財務省「インボイス制度の負担軽減措置（案）のよくある質問とその回答」）

インボイスに記載すべき事項と注意点

Q 6 インボイスには具体的にどのような情報を記載するのでしょうか？
また、インボイスの発行にあたり注意すべき点を教えてください。

A 6 インボイスには、従来の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号と税率ごとの消費税額を記載する必要があります。また、当初発行したインボイスの記載に誤りがあった場合には、修正したインボイスを発行しなければなりません。

1 インボイスの記載事項

インボイスの記載事項は以下のとおりです。下線の項目は現行の区分記載請求書に追加される項目です。

(株)〇〇御中		⑥ 請求書	
②		××年11月分	
11/1	牛肉 ※		5,400円
11/2	小麦粉 ※		2,160円
⋮		③	⋮
11/30	ビール		6,600円
※ 軽減税率対象		③	合計 87,200円
			うち消費税 7,200円
(10%対象 40,000円)		消費税 4,000円	
(8%対象 40,000円)		⑤	消費税 3,200円
④		△△(株)	
①		登録番号 T1234567890123	

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜または税込)および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は1請求書当たり、税率ごとに1回)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

※小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業または駐車場業等の不特定かつ多数の者相手の事業を行う場合、インボイスの代わりに簡易インボイスを交付することができます(詳細はQ10参照)。

(出典：国税庁リーフレット(令和4年12月改訂)、一部改変)

2 インボイスの発行義務と発行方法等

(1) 発行義務

適格請求書発行事業者は、次頁のケースを除き、取引先から要求された際にはインボイスを交付する義務があります。また、交付したインボイスの記載に誤りがあった場合には、修正したものを交付しなければなりません。ただし、当初に発行したインボイスとの関連性を明らかにした上で、修正した事項を明示した書類を発行することもできます。

なお、区分記載請求書等保存方式とは異なり、インボイスの交付を受けた事業者側でインボイスの追記・修正を行うことはできません。

〈インボイスの交付義務が免除になるケース〉

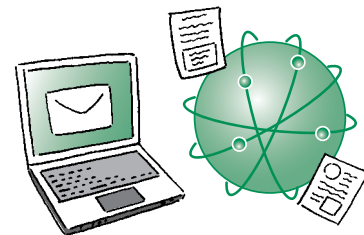
- ① 公共交通料金(3万円未満)
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売
- ③ 生産者が農協等に委託して行う農林水産物の販売
- ④ 自動販売機および自動サービス機での販売(3万円未満)
- ⑤ 郵便ポストに投函される郵便物

(2) 発行方法

適格請求書発行事業者は、書面でのインボイスに代えて、電磁的記録（電子インボイス）を提供することができます。また、書面による請求書の内訳を電磁的記録により提供するなど、書面と電磁的記録を併用して提供することも認められています。

〈電磁的記録による提供の例〉

- ① 電子メールによる電子データの提供
- ② DVD、USBメモリ等の記録媒体を利用した提供
- ③ EDI取引による電子データの提供
- ④ WEBサイトを通じた電子データの提供



(3) 保存義務

インボイスは、買手だけでなく売手側にも交付した書類の写しの保存義務があります。また、電磁的記録を提供した場合には、その電磁的記録を保存する義務があります。

(4) 虚偽記載・類似書類の発行禁止

適格請求書発行事業者は、虚偽の記載をしたインボイスを発行することはできません。また、適格請求書発行事業者でない事業者が、インボイスに類似した書類を発行することも禁じられています。

3 適格返還請求書

返品・値引き・割戻し、売上割引、販売奨励金、協同組合が組合員に支払う事業分量配当金など「売上に係る対価の返還」を行った場合には、「適格返還請求書」の交付が義務付けられています※。

適格返還請求書には以下の事項を記載する必要があります。適格返還請求書は、インボイスに含めて（1つの書類で）交付することもできるほか、取引金額と消費税額について相殺した後の金額で記載することも認められています。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 売上に係る対価の返還等を行う取引年月日
- ③ ②の売上年月日
- ④ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）および適用税率
- ⑥ ⑤に対する消費税額等または適用税率（両方の記載も可）

※ 売上に係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、交付義務が免除されます。（令和5年度改正）

適格請求書発行事業者になるための準備

Q 7 適格請求書発行事業者になる場合、どのような準備をしておけばよいのでしょうか？

A 7 発行義務や方法等をよく理解することが必要です。ほかには、販売管理システム・請求書発行システムの買い替えや、これまで請求書等を発行していない（もらっていない）取引先への対応等を今のうちに検討しておく必要があります。

1 適格請求書発行事業者の義務等

Q6に記載した通り、適格請求書発行事業者にはいくつかの義務等が課せられます。それらを確認し、実行していく必要があります。

そのほかに中小企業が対応すべき課題としては、以下のものが考えられます。

2 その他、対応すべき課題等

（1）販売管理・請求書発行システムの買い替え

適格請求書発行事業者の登録番号の記載など、インボイスは現行の区分記載請求書よりも記載事項が増えます。フォーマットの変更や記載方法・計算方法の確認など、事前に準備しておく必要があります。

（2）顧客への対応、社内教育

商品やサービスごとに税率が異なることについて、お客さまからの質問に回答できるよう従業員教育が求められるほか、システム変更等に伴う教育研修等も必要になると思われます。インボイスの再発行や修正依頼等への対応方法、社内連絡の手順なども想定しておく必要があるでしょう。

また、固定料金を口座から引き落としている場合などこれまで請求書を発行していなかった取引先について、インボイスの発行・発送をどのように行うのか、制度開始前に確認しておく必要があるでしょう。

（3）仕入先・購入先の確認

令和5年10月1日以降、原則として「適格請求書発行事業者」からの仕入れしか仕入税額控除の対象となりません。そのため、免税事業者やインボイス発行に対応していない課税事業者からの仕入れについては仕入税額控除ができなくなります。こういった事業者からの仕入れがある場合、これまでと同様の取引を継続した場合は**消費税の納税額が増える**こととなるため、その事業者が適格請求書発行事業者の登録を行うのか、そうでなければ引き続きその事業者からの仕入れを続けるのかなど、事前に検討する必要があります。また、店舗・事務所・駐車場等の賃料支払いについても仕入税額控除の要件を満たすかどうか、留意すべきです。

仕入税額控除を受ける際の注意点

Q 8 税務調査で仕入税額控除の否認を受けるのではと不安です。仕入れに関する注意点はありますか？

A 8 仕入税額控除を受けるための要件（新消法30⑦⑧⑨、同58）として、現行と同様に帳簿および請求書両方を保存する必要があります。インボイスのみの消費税計算ならびに仕入税額控除は認められないため、これまで以上にインボイスに基づく正確な記帳（入力）と保存が重要となります。

1 仕入税額控除の要件

仕入税額控除を受けるためには、**インボイスだけでなく法定事項が記載された帳簿の保存も必要**とされています。帳簿の記載事項は、現行制度と変更はありません。

取引によっては、インボイスの保存が省略でき、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合があります（詳細はP.20を参照）。

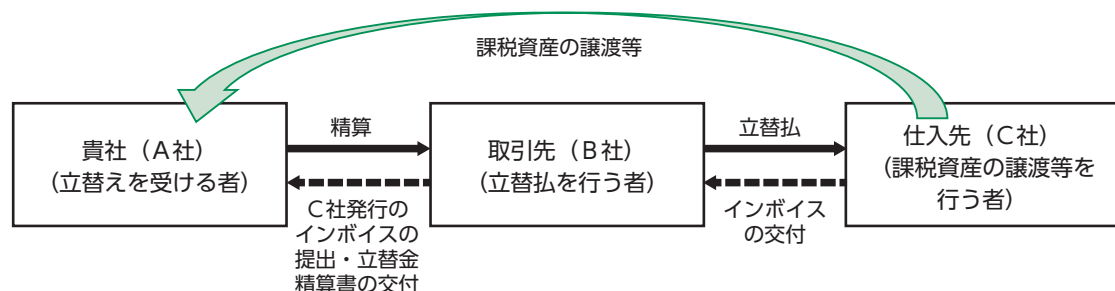
〈帳簿の記載事項と保存義務のあるインボイス等〉

帳簿の記載事項	保存義務のあるインボイス等
①仕入先の氏名または名称	①インボイス
②取引年月日	②簡易インボイス
③取引内容 (軽減税率対象品目である旨)	③事業者が課税仕入れにつき作成する仕入明細書等で、インボイスの記載事項が記載されているもの
④取引金額	④媒介または取次ぎに係る業務を行う者が委託を受けて行う農林水産品の譲渡について作成する書類
	⑤上記①～④の記載事項に係る電磁的記録

2 その他の注意点

(1) 立替金

貴社（A社）が、C社から立替払をしたB社宛に交付されたインボイスをB社からそのまま受領したとしても、これをもって、C社から貴社に交付されたインボイスとすることはできません。立替払を行ったB社から立替金精算書等の交付を受けること等により、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、そのインボイスおよび立替金精算書等の書類の保存をもって、課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります。なお、この場合、立替払を行うB社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、C社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。

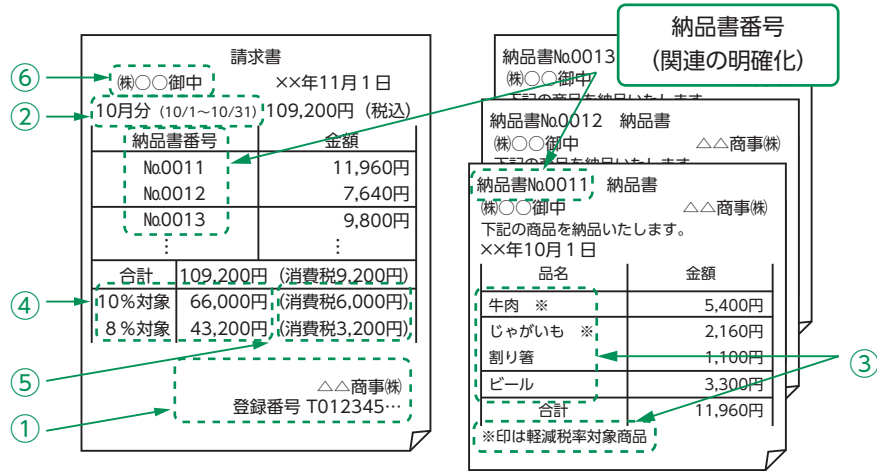


（出所：国税庁ウェブサイト、一部改変）

(2) 複数の書類による対応

- インボイスとは、一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】



記載事項

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）および適用税率 |
| ② 取引年月日 | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨） | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称 |

(出典：「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁(令和4年7月)、一部改変)

(3) 口座振替等による支払い

通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則としてインボイスの保存が必要です。

インボイスは、一定期間の取引をまとめて交付することもできますので、相手方(貸主)から一定期間の代金についてのインボイスの交付を受け、それを保存することによる対応も可能です。なお、複数の書類で記載事項を満たせばそれらの書類全体でインボイスの記載事項を満たすことになりますので、契約書にインボイスとして必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

家賃の場合には、インボイスの記載事項の一部（例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書とともに通帳（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

また、口座振込により家賃を支払う場合も、インボイスの記載事項の一部が記載された契約書とともに銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、請求書等の保存があるものとして仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

コラム システムを変えるならインボイス対応のものを選ぼう

レジや販管システムの入れ替えは要注意

今後システムの入替えを検討している方は、インボイス制度に対応した製品を選択していないと、短期間で再度の買い替えが必要になることも考えられます。

インボイス制度では**Q6**のように請求書の記載事項が決められていますので、それに対応したものでなくてはインボイスとは認められなくなります。

また、最近ではキャッシュレスにも対応する必要がありますので、キャッシュレス対応のものも必要性が高いでしょう。

IT導入補助金を活用しましょう

それらの製品の導入にあたっては、IT導入補助金※(サービス等生産性向上IT導入支援事業)という補助金が活用できます。

この制度は業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援するもので、中小企業等が対象になっています。

特に「デジタル化基盤導入枠」は、中小企業・小規模事業者等が導入する会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用の一部を補助し、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進することを目的とされています。補助額は最大350万円、補助率は最大3/4以内となっています。

※令和元年度・令和3年度補正予算分の公募は令和5年2月16日に最終締切済。令和4年度第2次補正予算分については、準備が整い次第、速やかに公募が開始される予定。

ぜひこれらの補助金制度もうまく使い、インボイス対応・キャッシュレス対応等に備えましょう。

<詳細>

	通常枠		デジタル化基盤導入枠（インボイス対応に活用可能！）					セキュリティ 対策推進枠
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型		
補助額	5万円 ～ 150万円 未満	150万円 ～ 450万円 以下	会計・受発注・ 決済・ECソフト	PC・ タブレット 等	レジ・ 券売機 等	(1)デジタル化基盤導入類型の 対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 ^{（※1）} （上記（1）以外の経費） 50万円×参画事業者数 補助上限： （1）+（2）で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円		5万円 ～ 100万円
補助率	1/2以内		3/4以内	2/3以内 （※2）	1/2以内		(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内	1/2以内
補助対象 経費	ソフトウェア購入費、 クラウド利用料 （最大2年分 ^{（期間 を長期化）} 、 導入関連費		ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、 ハードウェア購入費					サイバーセキュリティ サービス利用料 （最大2年分） （※3）

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります。

(※2)交付の額が50万円超の場合の補助率は、当該交付の額のうち50万円以下の金額については3/4、
50万円超の金額については2/3。

(※3)(独)情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サードリスト」に掲載されたサービス

<活用例>

デジタル化基盤導入類型

・インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。
経理担当が手作業で行っていた納税管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

通常枠

・タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、
「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、
人事担当の作業効率も大幅アップ！

注 この情報は、令和5年2月現在公表されているものです。

詳細はIT導入補助金のウェブサイトをご確認ください。



Ⅲ

その他の注意点等

納付税額の計算方法と特例

Q 9 インボイス制度では消費税額の計算はどうなりますか？

A 9 税率ごとに集計した取引金額を割り戻して計算する方法と、インボイスに記載した税額を積み上げて計算する方法の選択制とされます。税額計算についても税率ごとに区分して計算することが必要となります。

1 売上げにかかる税額の計算

(原則) 割戻し計算 (税率ごとの税抜金額[※] × それぞれの税率)

※ 税込金額総額を税抜金額に割り戻した金額

(特例) 積上げ計算 (インボイスに記載した消費税額等を積み上げて計算)

注 1 特例は交付したインボイスまたは簡易インボイスの写しの保存が要件です。

注 2 現行制度の経過措置 (積上げ計算の特例) については廃止されます。

2 仕入れにかかる税額の計算

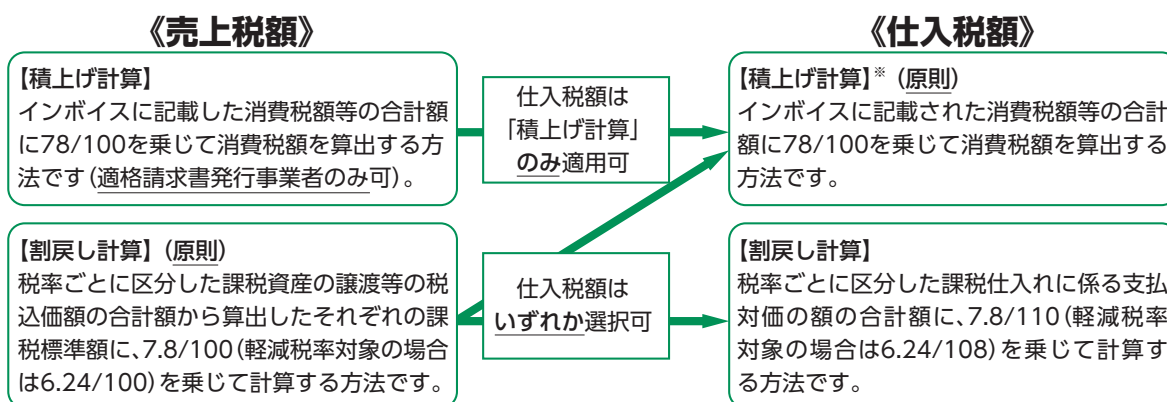
(原則) 積上げ計算 (インボイス等に記載された消費税額等を積み上げて計算)

(特例 1) 帳簿積上げ計算 (税込金額から割り戻して計算した消費税額等を積み上げて計算[※])

※ 税率ごとに“切捨て”または“四捨五入”

(特例 2) 割戻し計算 (税率ごとに集計した税抜金額に税率を乗じて計算)

注 特例 2 は売上にかかる税額の計算において割戻し計算を適用している場合に限られます (端数処理における益税の防止措置)。



※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10 (軽減税率の対象となる場合は108分の8) を乗じて算出した金額 (1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨てまたは四捨五入します) を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載 (計上) している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められています (帳簿積上げ計算)。

(出典: 「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」 国税庁 (令和4年7月)、一部改変)

適格簡易請求書（簡易インボイス）・請求書発行免除とは

Q 10 適格簡易請求書（簡易インボイス）とはどのようなもののでしょうか？
また、インボイスや簡易インボイスは必ずもらって保存しないといけないのでしょうか？

A 10 簡易インボイスは、いわゆるレシートのように記載項目が簡略化されたもので、不特定かつ多数の者相手の事業を行う場合にインボイスに代えて交付できます。また、自動販売機や公共交通機関等においては一部インボイスの発行義務・保存義務が免除されるものがあります。

1 簡易インボイスについて

小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業または駐車場業等の不特定かつ多数の者相手の事業を行う場合には、インボイスに代えて簡易インボイス（もしくは電磁的記録）を交付することができます。インボイスとの相違点は、「書類の交付を受ける事業者の氏名または名称が不要であること」および「税率ごとの消費税額等または適用税率の記載でも可」とされている点です。

〈インボイスと簡易インボイスの記載事項の比較〉

インボイス

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

簡易インボイス

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等または適用税率

請求書

△△商事(株)
登録番号 T012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

※ 軽減税率対象

スーパー○○
東京都...
登録番号 T123456...

××年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
内 消費税額		¥24
内 消費税額		¥50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

※ 軽減税率対象

適用税率または消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

（出典：「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁（令和4年7月）、一部改変）

2 インボイスの保存義務が免除されるもの

原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けたインボイスまたは簡易インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされますが、例外として「帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる取引」があり、以下の場合には適格請求書等の保存が必要でなく、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます*。

※令和5年度税制改正により、基準期間における課税売上高が1億円以下（または特定期間における課税売上高が5,000万円以下）である事業者は、制度開始から6年間、1万円未満の課税仕入れについても、インボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除が可能となります。

- ①公共交通機関による旅客の運送（3万円未満）
- ②入場券等が使用の際に回収されるもの
- ③古物業者による古物の購入（購入者の棚卸資産に該当するものに限る）
- ④質屋による質物の購入（購入者の棚卸資産に該当するものに限る）
- ⑤宅地建物取引業者による建物の購入（購入者の棚卸資産に該当するものに限る）
- ⑥再生資源および再生部品の購入（購入者の棚卸資産に該当するものに限る）
- ⑦自動販売機および自動サービス機からの商品・サービスの購入（3万円未満）
- ⑧郵便切手類を対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに投函されたものに限る）
- ⑨従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、日当および通勤手当等

上記③～⑥については相手方が「適格請求書発行事業者でない」ことが必要です。

なお、課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合に帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる現行の措置については廃止されます。

〈簡易インボイスが交付できる事業〉

飲食店業



小売業



〈インボイスの保存義務が免除〉

郵便



自動販売機



簡易課税を選択している場合

Q

11

簡易課税制度はインボイス制度と併用できますか？

A

11

簡易課税制度とインボイス制度は併用可能です。簡易課税制度では課税売上高をもとに納付する消費税額を計算するため、インボイスなど請求書等の保存は仕入税額控除の要件から外されます。

1 簡易課税制度とは

消費税の課税方式には「本則課税方式」と「簡易課税方式」の2種類の計算方法があります。

本則課税方式は消費税額を「課税売上げに係る消費税額(売上税額)－課税仕入れ等に係る消費税額(仕入税額)」として計算します。

一方で、中小企業者向けの簡便な方法として簡易課税制度があり、課税仕入れ等の消費税額が「課税売上げに係る消費税額×みなし仕入率」により計算されます。インボイス制度において仕入税額控除を受けるには、原則インボイス等の保存が求められますが、簡易課税制度では実際の課税仕入れ等の税額を計算する必要がありませんので、事務負担は軽くなります。

簡易課税制度は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者が届出書を事前に提出することで適用ができます。ただし、一度適用した場合、2年間継続した後でなければ適用を取りやめることができません。

〈簡易課税制度のメリット〉

- ・実際の課税仕入れ等の税額を計算する必要がなく事務負担が軽い
 - ・課税仕入れが少ない場合には、簡易課税の方が納税額が減り有利になる
- ※特に不動産事業者の場合は、通常の年度ではあまり課税仕入れがないため有利不利の検討が必要

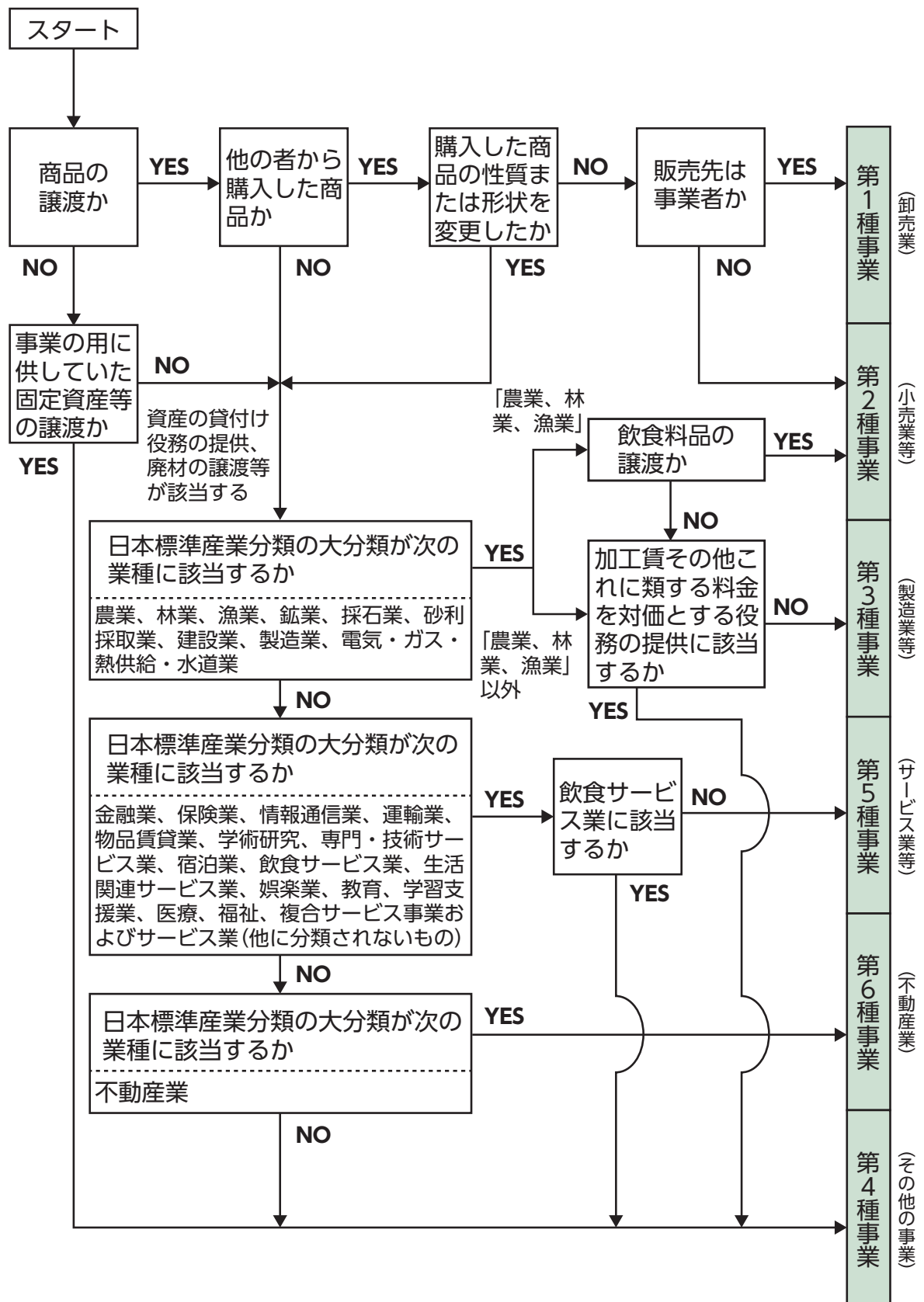
2 みなし仕入率

みなし仕入率は、事業ごとに決まっており、卸売業、小売業、製造業等、サービス業等、不動産業およびその他の事業の6つに区分されています。

※事業区分については、次頁のフローチャートをご参照ください。

事業の種類	具体例	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)	80%
第3種事業	製造業等、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)	70%
第4種事業	その他の事業	60%
第5種事業	サービス業等、金融・保険業等	50%
第6種事業	不動産業	40%

〈事業区分のフローチャート〉



(出所：国税庁ウェブサイト)

コラム 将来はデジタルインボイスを中心とした会計・支払データ連携が標準に!?

インボイス制度導入を契機にして、デジタル化の流れは急加速するものと思われます。現在、EIPA（「デジタルインボイス推進協議会」(E-Invoice Promotion Association)）では、インボイス制度を見据え、事業者間での請求に係る業務プロセスのデジタル化、すなわち、事業者間で共通的に使えるデジタルインボイス・システムの構築を進めています。

デジタルインボイスの普及が進んだ場合、現在分断されている「基幹業務システム」と「会計・税務システム」がシームレスに連携することから、バックオフィス業務の省力化・生産性向上が実現することになります。

経理業務を中心とした場合、現在基幹業務システムから出てきた出力帳票をもとに、請求データや支払データを会計システムに手入力していたものが、デジタルインボイスの登場で請求データからデジタルインボイスが作成され、それが電子データのまま得意先に渡ります。得意先（買手）はそのデジタルインボイスとともに請求データを受領し、その請求データを仕入データとしてそのまま電子的に取り込むことが可能となります。

そのため、受領したデジタルインボイスをチェックし、仕入データとして取り込むだけで会計システムに仕訳データとして直接データ連携することが可能となります。また、仕入データを支払データに連携させることで、債権債務の照合、自動消込にも対応することになります。さらに、それにとどまらずデジタルインボイスの普及によってデジタル化が加速することで、見積もりや受発注業務との連携についても計画されているようです。

これらにより、下記のような流れで、売手・買手ともに請求データ・仕入データ・入金支払データがシームレスに連携し、債権債務の消込作業までが一気通貫でデータ上のまままで、一切紙を介さずにできることになります。

売手 基幹業務システムでの見積データ ⇒ 受発注データ ⇒ 請求データ ⇒ デジタルインボイス発行

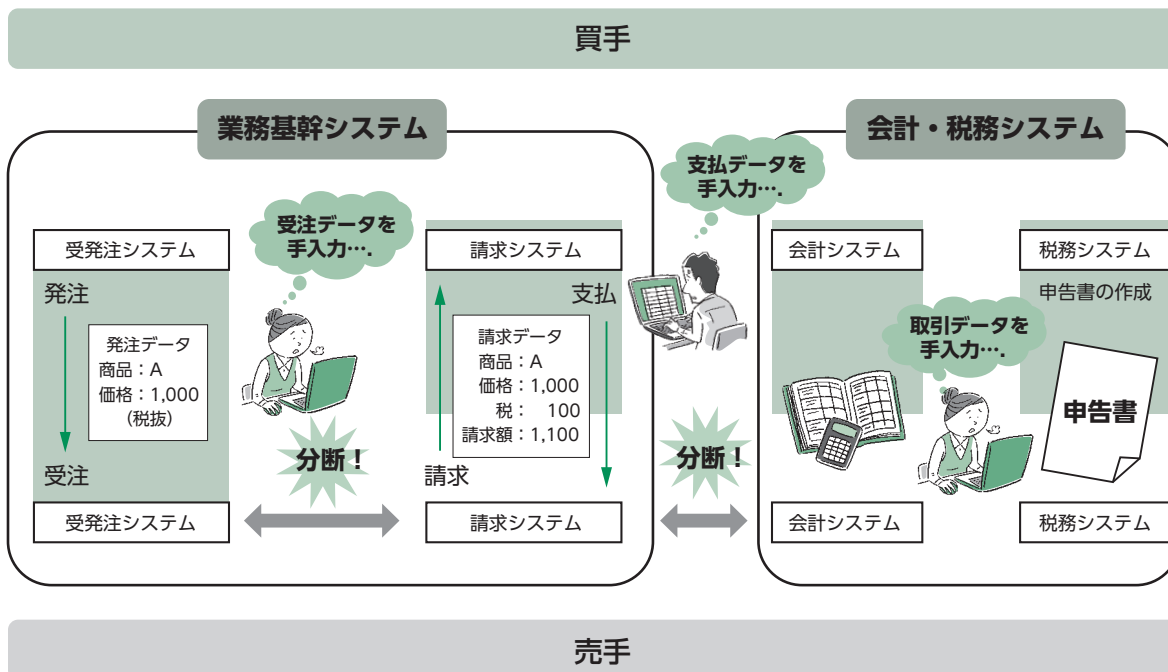


買手 受領したデジタルインボイス・請求データ ⇒ 購買管理システム・会計システムに取り込み ⇒ 支払データ作成 ⇒ 全銀EDIを通じて決済



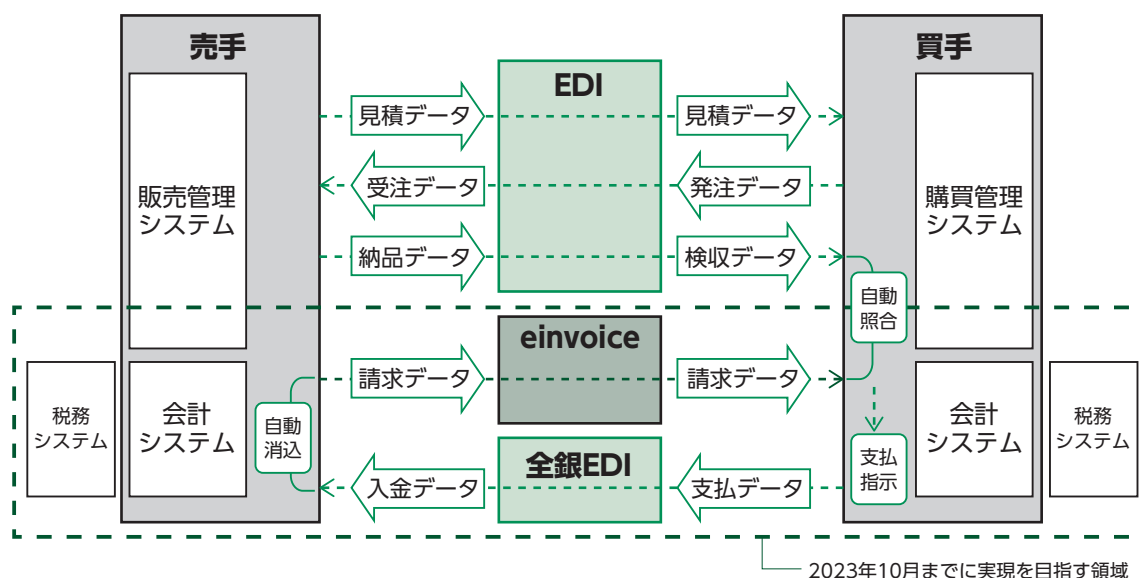
売手 全銀EDIを通じて入金データを受領 ⇒ 販売管理システム・会計システムに取り込み ⇒ 請求データとの照合の上自動消込

バックオフィス業務の現状（イメージ）



（出典：「電子インボイスに係る取組状況について」令和2年12月9日内閣官房IT総合戦略室、一部改変）

デジタルインボイスを利用するバックオフィス業務（イメージ）



（出所：EIPA デジタルインボイス推進協議会ウェブサイト）

●

Q&A 令和5年度
税制改正対応版

**消費税インボイス制度開始に
向けて準備すべきことは？**

2021年8月31日 初版第1刷発行
2023年3月10日 第2版第1刷発行

監修 TKC税務研究所
発行制作 株式会社TKC出版
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂2-17
中央ビル2階 TEL：03（3268）0561
©TKC出版 2023 無断転載・複製・複写を禁じます。

